

茨城県物品調達等事務手続

平成9年10月30日
出二第607号
出納事務局長通知

第1章 総 則

第1 用語の定義

この定めにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 物 品 茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号。以下「財務規則」という。）第227条第1項各号に掲げる物品（不用品は除く。）をいう。
- (2) 役 務 茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年茨城県規則第98号。以下「特例規則」という。）第2条第2号に規定する特定役務及びその他の役務のサービスをいう。
- (3) 物品調達等 物品及び役務に係る調達をいう。
- (4) 特定調達契約 特例規則第2条第4号に規定する特定調達契約をいう。
- (5) 契約担当者 財務規則第2条第7号に規定する契約担当者をいう。

第2 契約の方法

物品調達等の契約の方法は、一般競争入札を原則とする。ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条又は第167条の2及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条に該当するものについては、指名競争入札又は随意契約によることができる。

第3 委員会の設置

- 1 一般競争入札、指名競争入札（以下「競争入札」という。）又は随意契約による1件の予定価格が、物品の調達においては160万円（製造の請負においては250万円）を超えるもの、役務の調達において100万円を超えるものは、各部局及び各公所（以下「各部局等」という。）において「物品調達等指名業者選定委員会」を設置し、その議を経ること。
- 2 前項の1件の予定価格が160万円を超える物品の調達（製造の請負を除く。）において、機種又は銘柄を指定する場合は、各部局において「機種等選定委員会」を設置し、その議を経ること。また、各公所においては、できるだけ「機種等選定委員会」を設置し、その議を経ること。ただし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける物品調達についてはこの限りではない。

第2章 一般競争入札

第1 入札の公告

- 1 入札の公告をする場合は、その入札期日の前日から起算して10日以上期間を設けて、茨城県報又は新聞への掲載、掲示その他の適当な方法により行うこと。ただし、急を要する場合にあっては、当該期間を5日以内に限り短縮することができる。
- 2 前項の公告をするときは、併せて一般競争入札に付する事項、契約条項を示す場所、入札保証金に関する事項等を公告すること。

第2 予定価格の設定

競争入札に付する事項の価格については、当該事項に関する仕様書、設計書その他の書類によって予定し、その予定価格を記載した書面を封書にし、開札の際これを開札場所におくこと。